

**意見検討結果一覧表**  
(案名: 岩手県庁舎再整備基本構想(案)についての意見募集)

番号	項目	該当箇所	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	第3章 県庁舎の将来像 1 基本理念	28、33、34ページ	協働の基本理念が「未来」への志向が強調されており、“現在の岩手”を支える・育む視点が弱い印象があります。 例えば、多様な主体の協働が岩手の現在(いま)と未来(みらい)を共創する、県民に親しまれ、愛される庁舎など、「現在」と「未来」の両方に寄り添う理念をご検討いただきたいです。 また、DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用し、充実感を持って働ける」環境の構築は「誰もが不自由なく利用でき、充実感を持って働ける」環境の構築の方が文脈に沿った内容かと思われます。	本基本構想(案)では、再整備後の現在(いま)が連続する未来を包摂する概念として「次世代」と表現しましたが、御意見のとおり「現在」と「未来」を並置することで、基本理念がより明確になると判断し、「多様な主体が岩手の現在(いま)と未来(みらい)を共創する」に修正します。 また、基本方針の一つである『DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用し、充実感を持って働ける」環境の整備』については、利用できることと働けることを並列に提示するものであり、いただいた御意見が適切であることから、『DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用でき、充実感を持って働ける」環境の整備』に修正します。	B(一部反映)
2	第3章 県庁舎の将来像 2 基本方針	29～36ページ	県庁舎の再整備を進めるための基本方針であるので、施設整備に関わることをメインとした方針としていただけるとわかりやすいです。例えば、「平時から防災力を高め「災害に強い地域づくりを推進する」機能の確保」(p.29)では、意識向上や人材育成についての記載がありますが、このためにどのような整備をするのかを併せて記載いただきたいです。  例えば、県民の防災意識向上、市町村職員の育成、地域の共助を促進するための取組を推進するため、災害情報発信や研修スペースの整備などにより、災害に強い地域づくりを推進する機能を確保する。 などとするなど、内容の整理が必要ではないかと思われます。	本基本構想(案)では、基本方針として、庁舎整備に直結するハード面だけではなく、必要となる機能を検討する指針となる防災意識の向上や人材育成などのソフト面の方針も定めています。 基本計画の策定にあたっては、御意見の主旨も踏まえ、具体的な施設整備の内容と目的との対応関係を整理し、表現や構成の工夫に努めてまいります。	D(参考)
3	第4章 庁舎規模 2 庁舎規模の算出	41ページ	ここで提示されている必要面積の算出結果ですが、ベース規模やベンチマーク規模に人数等を掛けたものですので、初期段階としては合理的である一方、精度は粗いと認識しています。資料にも「今後精査する」と記載がありますが、精査にあたっては、県民、来庁者、職員(部局別・働き方別)など、多様な当事者の意見を丁寧に把握するプロセス(アンケート、ヒアリング、ワークショップ等)が不可欠と考えます。また、その際は、単に必要な機能を挙げるのではなく、機能充実とコストのトレードオフ関係を意識したアンケート等を実施いただきたいです。	本基本構想(案)では、現時点で入手可能なベース規模やベンチマーク規模等を用いて必要面積を算出しており、一定の合理性を有するものの、今後の精査を要するものと認識しています。 基本計画の策定にあたっては、幅広く県庁舎の利用実態やニーズの把握に努めていく必要があると考えており、庁内の文書量や会議室の利用ニーズ、各所属の業務特性の調査のほか、アンケートやヒアリング等、適切な手法を組み合わせながら、丁寧な意見把握を行っていきます。 また、必要機能の検討にあたっては、機能の充実と事業費・維持管理コストとのバランスにも十分留意する必要があると考えており、コストとの関係性を意識しながら、合理的かつ現実的な検討を進めてまいります。	D(参考)
4	第5章 整備パターン 2 改修内容の整理	48ページ	協働と働き方の項目は、図表 5-2 改修内容の考え方(p.45)に沿って、分けてお示しいただいたかったです。さらに、主な改修内容は、あくまで構想段階という位置づけを明確化していただきたいです。必要不可欠な機能として今回整備が必要なものは、改めてご検討いただきたいです。例えば、展望スペースやコワーキングスペースは既存施設に機能が一定程度存在するため、新たにコストをかけて整備する妥当性は慎重に検討いただきたいです。	本基本構想(案)において、機能向上改修の種別の中で「協働」と「働き方」をまとめている点について、これらの要素はハード整備の内容では相互に関連するものであり、整備概要の重複記載を避けるためこのような形でまとめています。 御意見のとおり図表5-2との対応関係に不一致が生じているため、各項目の趣旨や位置づけが明確に伝わるよう修正します。 また、整備概要は現時点で想定される内容を例示したものであり、その必要性や具体的な整備内容については、今後の基本計画等の検討の中で精査していきます。 御意見のありました展望スペースやコワーキングスペースについても、既存施設において一定の機能が確保されていることも踏まえ、必要性や整備に伴うコストとのバランスを十分に考慮しながら、慎重に検討してまいります。	B(一部反映)

## 意見検討結果一覧表

(案名: 岩手県庁舎再整備基本構想(案)についての意見募集)

番号	項目	該当箇所	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
5	第2章 2上位計画等の整理	16ページ	1. 盛岡市新庁舎および国の施設との「真の連携・合同化」の検討について 素案にある「内丸地区将来ビジョン」や盛岡市の「内丸プラン」との整合性は非常に重要です。単なる機能連携にとどまらず、盛岡市役所の新庁舎整備計画や近隣の国の施設、県盛岡広域振興局・医療局など一部機能を共有する「合同庁舎化」や、渡り廊下・デッキ等による物理的な接続を積極的に検討していただきたいです。 これにより、建設・維持管理コストの削減だけでなく、県民・市民にとってワンストップで行政サービスが受けられる利便性の高い「シンビックコア」が形成されることを期待します。	本基本構想(案)では、内丸地区全体の将来像や関連計画との整合性を意識しつつ、県庁舎の将来の在り方についての基本的な考え方を整理しています。 一方で、内丸プランにおける整備方針編も策定途上であること、盛岡市役所新庁舎の具体的な整備時期や内容は現時点では未定であること、また、いわゆる「合同庁舎化」や施設の物理的な接続については、関係機関との調整に加え、制度面・財政面の課題も多いことから、今後の内丸プランの検討状況や、国・市をはじめとする関係機関の動向を踏まえながら、必要な連携の在り方を検討してまいります。	D(参考)
6	第3章 2基本方針	31～34ページ	2. 「内丸全体を歩いて過ごせる公園」のような空間づくりについて 基本方針にある「グリーンインフラの整備」や「ウォークアブルなまちづくり」に強く賛同します。県庁舎の敷地内だけでなく、盛岡城跡公園から県庁、そして盛岡市役所新庁舎へと続くエリア全体を、一つの大きな「公園」のように見立て、県民が歩いて回遊し、滞在できる空間デザイン(広場や並木道の整備等)を基本計画に具体的に盛り込んでください。庁舎が「閉じた行政の城」ではなく、まちに開かれた憩いの場となることを望みます。	本基本構想(案)では、県庁舎再整備に係る基本方針に基づく具体的な機能・性能の例として「グリーンインフラの整備」や「ウォークアブルなまちづくり」を掲げており、内丸地区の目指す将来像の実現に向け、人中心の空間づくりに貢献する庁舎整備を目指しています。 内丸地区全体の空間整備については、盛岡市が策定する内丸プランにおいて具体的な検討が進められていることから、今後の検討状況を踏まえながら、県民が親しみ、滞在できる空間づくりの在り方について検討してまいります。	C(趣旨同一)
7	第3章 2基本方針	29、30ページ	3. 民間事業者等との「防災・帰宅困難者対応協定」を前提としたハード整備について 防災拠点としての機能強化 において、行政単独での対応には限界があります。 再整備にあたっては、近隣の民間事業者やコンビニ、オフィスビル等と、発災時の「防災備蓄の相互融通」や「帰宅困難者の受入・誘導」に関する相互連携協定を結ぶことを前提とし、それに対応できる備蓄倉庫の配置や、民間と連携しやすい動線計画をハード・ソフト両面から組み込んでください。 これにより、素案にある「地域全体の防災力向上」がより実効性のあるものになります。	本基本構想(案)では、4つの基本理念の中で「防災」と「協働」を設定しており、御意見いただいた災害時における民間事業者等との連携・協働は、これらの基本理念相互に跨る重要な視点であると認識しております。 基本計画の策定にあたっては、民間事業者等との協定を前提とした備蓄倉庫の配置、動線計画などのハード整備について、地域の防災体制の在り方や関係機関・民間事業者等との連携の可能性などソフト面での対応も踏まえながら、具体的に検討してまいります。	D(参考)
8	第3章 2基本方針	33、34ページ	4. 官民共創ハブとしての「コワーキングカフェ」および「県立図書館分館」の設置について 素案に示された「多様な主体が協働する拠点」を具現化するために、以下の2つの機能を強く要望します。 ・コワーキングカフェの設置: 単なる会議室や食堂ではなく、民間企業、NPO、県職員、学生が日常的に混ざり合う「コワーキング機能を持ったカフェ」を1階などの入りやすい場所に設置してください。 実績のある協働・協創コーディネーターを配置して、気軽に相談や交流ができる場が、インベーションの創出につながります。 ・県立図書館分館(ライブラリー機能)の設置: 行政情報だけでなく、ビジネス支援やまちづくりに関する書籍、あるいは県民が気軽に立ち寄れる「知の拠点」として、 県立図書館の分館機能(またはサテライト機能)を併設してください。 待ち時間を有効活用でき、県民が庁舎に足を運ぶ大きな動機付けとなります。 また、議会図書室との合同化や電子図書館化への可能性も探ってほしいです。	本基本構想(案)では、「多様な主体が次世代を共創する、県民に親しまれ、愛される庁舎」を基本理念に掲げ、これを実現するための基本方針を設定しております。 基本計画の策定にあたっては、御意見のありましたコワーキングスペースや、ライブラリー機能について、既存施設における取組の成果や課題、県庁舎で新たに担うべき役割を整理のうえ、長期的な需要、運営の持続性、費用対効果等を踏まえ、導入の可能性について検討してまいります。	D(参考)
9	全体	—	5.その他 校正すべきではないかと感じる部分がありました。 ・図表 5-13 LCC の試算結果の整合性のチェック ・「免震」と「免振」のゆらぎ文字の解消 ・数値の「半角数字」への統一	御意見を踏まえ、図表5-13の表記及び「免震」と「免振」の揺らぎについて修正します。 なお、数字表記につきましては、可読性や文書全体の統一感に配慮し、原則として、1桁の数字は全角、2桁以上の数字は半角で表記することとしております。	B(一部反映)
10	■p.54～55の単位について	54、55ページ	本文p.54、p.55の表については、前後の文脈から単位が「億円」であることが分かりますが、もし記載が可能であるならば、単位を明記したほうが親切ではないでしょうか。	御意見のとおり修正します。	A(全部反映)

**意見検討結果一覧表**  
(案名: 岩手県庁舎再整備基本構想(案)についての意見募集)

番号	項目	該当箇所	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
11	「補助金対応」の部分の記載について	57ページ	私は公務員の経験が一切ないので恐れ入りますが、p.56とp.57に「補助金対応」とあります。ですが、実際に書かれているのは「緊急防災・減災事業債等」ということで、ある意味では「有利な地方債」という存在のようです。ここに「補助金」というワードを使用するのが適切なか気になりました。 ただ、実際にこの事業債については、後の差し引きで事実上7割が国が出してくれるような格好になるようですので、補助金等として考えて良いのかもかもしれません。この言葉の扱いについては、不勉強で申し訳ありません。 また、p.57は表の左右にまたがる(結合セル)形でこの補助金がかかれていますが、知事局棟の改修のみに使えるものとのことですので、それが分かる形でも良いのかもかもしれません。2案とも(全体として)同じ補助金がかえられるという意図でしたら、ご放棄ください。	「補助金対応」の表記について、「緊急防災・減災事業債等」は制度上は地方債であるものの、後年度の地方交付税措置等により、実質的に国費による財政支援が行われる仕組みであることから、分かりやすさを重視し、補助的な財源として包括的に表現したものです。 御意見のとおり制度上の区分としては補助金とは異なるため、意味に相違が生じないように修正します。 また、p.57の表記につきましても、当該財源の対象範囲が分かりやすくなるよう、修正します。	A(全部反映)
12	■新庁舎の図としての描き方について	50、62ページ	非常に細かい、重箱の隅をつつくような御意見で恐縮なのですが、本文のp.50、p.62の新庁舎の図について、現議会棟の図から流用して作成されたものと拝察します。 p.34に「壁面ラインの統一」と記載があります。この記載から、私は「中央通り側の知事局棟の壁面と、新庁舎の壁面のラインを合わせる」とものと推測しました。これについては、結果的に盛岡地方裁判所の壁面ともラインが揃う形となるため、大いに歓迎します。 ですが、先のp.50、p.62の新庁舎の図については、知事局棟と揃っていません。もし仮に、知事局棟と揃える形で進める構想であるならば、誤解のないような図に修正してもよいのではないかと思います。	新庁舎の図につきましても、既存の議会棟を新庁舎に置き換えるものとして単純化して図示しております。具体の建物配置や壁面位置は、今後の基本計画及び設計段階で検討してまいります。そのため、図面上では知事局棟との壁面ラインが必ずしも一致していない表現となっております。	D(参考)
13	■協働: 県民協働について	—	ここからは、本文や計画そのものではなく、関連する意見となります。4つの基本理念の3つ目として「多様な主体が次世代を共創する、県民に親しまれ、愛される庁舎」が掲げられています。 今回は構想となり、次年度以降「計画」となるかと存じます。その際に「アイーナ」や「いわて若者カフェ」のどこに限界があったのか、という部分を明確にしていきたいと思っております。 本文中には距離による限界や、人事交流の難しさなどの記載がありますが、後段の動き方の部分でテレワークやシステム化、ユニファイドコミュニケーションサービスの活用を謳っている内容と一部矛盾するようになります。 アイーナ(昨今はキオクシアアイーナと言うようですが)はNPO、大学等との連携の観点から、現在においてもそこまで後進的な施設とは言えないかと思います。公共交通・マイカーのいずれのアクセスも容易です。それであるが故に、なぜ内丸でやらなければいけないかという部分の根拠・検証が、個人的には弱いと感じました。 こちらについて、次年度以降、識者の先生方や事務局の皆様で精査いただきたいと思っております。	本基本構想(案)では、基本理念の一つとして「多様な主体が次世代を共創する、県民に親しまれ、愛される庁舎」を掲げ、県庁舎を協働・共創を促進する拠点として位置付ける考え方を示しています。 御意見のとおり、「アイーナ」や「いわて若者カフェ」は、これまでNPOや大学等との連携拠点として一定の役割を果たしてきた施設であり、これら既存施設における取組の成果や課題、県庁舎で新たに担うべき役割を整理し、物理的空間の必要性とデジタルによる補完の在り方を踏まえた検討が必要であると認識しております。 基本計画の策定にあたっては、識者の意見や県民の声を踏まえながら丁寧に検討してまいります。	D(参考)
14	■協働: 将来にわたり県民に親しまれる庁舎像について	34ページ	p.34に記載しているのはあくまでも「例」とは思いますが、「展望スペース」「レストラン」とあります。 アンケート結果を基に、このような例を記載していると思いますが、今後「計画」の策定へと移行するにあたって、展望や飲食に関しては慎重にご議論いただきたいと個人的には思います。 といいますのも、例えば内丸周辺で言いますと、公会堂地下は事業者の事情もあるのでしょうか過去に閉店しています。市役所の地下は食堂がコンビニエンスストアになりました。プラザおでつの上階に眺望のよいカフェスペースがありますが、こちらも空いております。盛岡駅西口のマリオス展望フロアも、カフェがなくなりました。そして、知事局棟の上階の展望フロアについても、一昨年辺りに久々に行った際に閉鎖されてしまいました。 アンケートを取って選ばれたものだとしても、魅力がなければ、一市民の感覚としては「せいぜい2~3回行って飽きる」といったものが実情であると思います。ですので、こうしたものの設置には慎重なご議論をいただき、設置するとしても「あくまで職員食堂としての性格を維持する」「防災時の食料供給・調理に資するものとする」「展望場所としてのニーズが減少しても費用をかけずに転用できる構造とする」など、他のメリットも兼ねるものとしてご検討いただくことを希望します。	本基本構想(案)では、基本理念・方針に対応した具体的な機能・性能のイメージを得るための例を記載しております。「展望スペース」や「レストラン」については、アンケート結果等を踏まえた機能の一つとして例示したものであり、現時点で設置を決定しているものではありません。 基本計画の策定にあたっては、御意見も踏まえ、長期的な需要、運営の持続性、費用対効果等を十分に検証し、行政庁舎として必要な機能であるか慎重に検討してまいります。	D(参考)

## 意見検討結果一覧表

(案名: 岩手県庁舎再整備基本構想(案)についての意見募集)

番号	項目	該当箇所	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
15	■駐車場について	—	<p>駐車場については、構想段階での決着が困難ということかと存じます。壁面ラインの話が無視してまで、医大側に立体駐車場を置くなどの結論付けをしなくて良かったと感じております。ただ、一部建替が進めるとすれば、必ず駐車場整備については無視できないものと思います。ただ、駐車場の台数にばかり注視しては、在り方報告書での内丸地区の選定の経緯や、市内の内丸プラン・ビジョンへの整合性が取れません。</p> <p>令和7年の3月に、国土交通省が「標準駐車場条例」を改正し、公共交通利用促進措置による附置義務の緩和規定が示されました。標準駐車場条例は、各自治体の駐車場条例の参考として示されたもので、必ずしもそれに倣う必要はありませんし、盛岡市の条例も従前どりの内容となっております。</p> <p>ただ、札幌市のように、公共交通利用への通勤補助や啓発、待合室の整備、マイカー通勤規制などを組み合わせると義務台数が最大50%緩和される条例を制定されている地域があります。</p> <p>県の事務局のお立場としては、盛岡市へ条例改正の働きかけをできるものではないかと思いますが、今回の懇話会の会長さんは、市内の内丸関連の座長も兼ねておられるかと思えます。県の庁舎建替のためだけに市が条例を改正するなどというのは、それを決定する議会としても難しいものと思えますが、市役所の再整備も含めた議論の中で、駐車場の問題は出てくるかと思えますので、これは県というよりも構成員の方(南先生)による働きかけの期待も込めて、記させていただきます。</p>	<p>現時点では、駐車場に係る現状と課題を整理したところであり、本基本構想(案)で示したイメージ図は、敷地内での附置義務駐車台数確保の困難性を示すために掲載したものです。基本計画の策定にあたっては、敷地条件、庁舎周辺における既存駐車場ストックの活用可能性、公共交通結節点との近接性、来庁者・職員の交通分担の方針等を踏まえ、合理的な附置台数の設定が必要であるとの考え方のもと、盛岡市の都市計画や条例との関係に配慮しながら、市とも協議しつつ、駐車場の在り方について検討してまいります。</p>	D(参考)
16	■やさしい版の継続的な公表について	—	<p>今回、パブリック・コメントを募るにあたって「やさしい版」が非常に優れていたと思います。行政や議員の方々以外は、正直なところ「概要版」のポンチ絵ですら、難解に思ってしまうものです。その点で「やさしい版」の存在は、概要版や本文を読むにあたって、そのリード的な役割を果たす大きなものでした。</p> <p>子どもたちが興味を持って調べるときや、自由研究をする際にも非常に有意義な存在かと思えますので、事務方の皆様にとってはひと手間かかるかとは思いますが、やさしい版の作成・公表は、計画段階においても継続していただきたいと思っております。</p>	<p>今回作成した「やさしい版」について、その意義を評価いただき感謝申し上げます。より多くの方に分かりやすく伝えるための工夫として、有効であったとの御意見は、大変励みになります。</p> <p>また、子どもたちが興味を持って調べたり、学習や自由研究などに活用できるとの御意見についても、意義深いものと受け止めております。今後の検討においても、県民の皆様、とりわけ次世代を担う子どもたちにとって親しみやすい情報発信を心がけてまいります。</p>	F(その他)
17	駐車場整備について	—	<p>第4回岩手県庁舎再整備懇話会ページ内の駐車場に関する参考資料にある通り敷地内に必要台数分の立体駐車場を設けた場合、敷地に余裕がなくなる、新庁舎の壁面線後退が不可能になるなど課題が多くなるのではないかと。</p> <p>一方盛岡市が公開した内丸プラン整備方針の公告によると  <a href="https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/055/591/R8_uchimaru_puropo_siyousyo.pdf">https://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/055/591/R8_uchimaru_puropo_siyousyo.pdf</a>  <a href="https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/1021308/1055591.html">https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/1021308/1055591.html</a>                      盛岡市新庁舎整備とともに内丸地区集約駐車場を整備する予定である模様。                      今の段階ではこの集約駐車場は盛岡市新庁舎に必要な駐車台数+α程度の規模の可能性があるがこれを盛岡市の単独事業とせず、県側も協力し県庁分の必要駐車台数分の上乘せを前提とした市、県共用の共同整備を検討してはどうでしょうか。                      また敷地内駐車場に関しては新庁舎地階、壁面後退で空いたオープンスペース地下に整備すれば集約駐車場と合わせてある程度余裕のある駐車台数を確保できるのではないのでしょうか。</p>	<p>本基本構想(案)では、駐車場に係る現状と課題を整理したところであり、今後、駐車場整備が重要な検討課題となるものと認識しております。</p> <p>基本計画の策定にあたっては、敷地条件、庁舎周辺における既存駐車場ストックの活用可能性、公共交通結節点との近接性、来庁者・職員の交通分担の方針等を踏まえ、合理的な附置台数の設定が必要であるとの考え方のもと、盛岡市の都市計画や条例との関係に配慮しながら、市とも協議しつつ、駐車場の在り方について検討してまいります。</p>	D(参考)

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とする
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)